

食品安全委員会第145回会合議事録

1．日時 平成18年6月1日(木) 14:00～15:36

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・ガイオ タガトースに係る食品健康影響評価について

(2) 微生物専門調査会における審議状況について

・「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」(案)に係る
意見・情報の募集の結果について

(3) OIE 総会の報告について

(農林水産省からの報告)

(4) 食品安全委員会の5月の運営について(報告)

(5) ポジティブリスト制度導入に伴う評価体制の強化のための農薬専門調査会の運営
について(報告)

4．出席者

(委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、坂本委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

農林水産省 釘田動物衛生課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、中山評価調整官

5．配布資料

資料1 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料2 食中毒原因微生物のリスク評価指針の策定について

- 資料 3 第 74 回国際獣疫事務局（O I E）総会の概要について
資料 4 食品安全委員会の 5 月の運営について（報告）
資料 5 農薬専門調査会の今後の運営について（報告）
参考資料 1 夏季の軽装について

6．議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第 145 回会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席でございます。また、農林水産省から、釘田動物衛生課長が出席される予定でございます。ただいまは、少し部屋を離れておられます。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に議事次第がございますので、御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2 が「食中毒原因微生物のリスク評価指針の策定について」。

資料 3 が「第 74 回国際獣疫事務局（O I E）総会の概要について」。

資料 4 が「食品安全委員会の 5 月の運営について（報告）」。

資料 5 が「農薬専門調査会の今後の運営について（報告）」。

参考資料 1 が「夏季の軽装について」。

お手元に資料全部ございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。新開発食品ガイオ タガトースにつきましては、専門調査会における審議が終わり、情報・意見募集の手続が終了いたしております。事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料 1 を御覧いただきたいと思います。「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」ということで、ガイオ タガトースの安全性についての審議結果です。

1 ページ目を御覧いただきたいと思います。そこに「審議の経緯」がございますが、本年の 4 月 6 日の第 138 回食品安全委員会で報告後、4 月 6 日～5 月 8 日まで、国民からの意見・情報の募集を行っております。

最後のページを御覧いただきたいと思いますが、今回の御意見・情報の募集結果ということで、御意見を 1 通いただいております。これに対する、新開発食品専門調査会の回答でございますけれども、質問の方は、一つはいわゆる G R A S 制度でございますが、これ

はガイオ タガトースの食経験の中で、米国食品医薬品庁（FDA）でGRASとして認定されているということが記載されているわけですが、これは正確さに欠けているのではないかとということで、その記述の訂正。

もう一つは、食品添加物の安全性評価の方法が、今回はD - タガトースについては特保ということで申請が上がっているわけですが、これを食品添加物の安全性評価ということにするのに比べると、あまりにも規制が緩和されているのではないかとこの御意見でございます。

1点目の米国食品医薬品庁(FDA)のGRAS制度については、御指摘も踏まえまして、文章表現を改めておまして「米国食品医薬品庁（FDA）において、申請者によるGRAS届出に基づき、一般に安全と認められる物質（GRAS物質）として安全性評価が行われていることを確認しており」という形で修正をするということ。

もう一つは、D - タガトースの安全性評価の関係ですが、今回、このD - タガトースについては、D - タガトースを関与成分とする特定保健用食品の許可申請ということで評価要請がまいりまして、審査が行われるということで、これについては、特定保健用食品の安全性評価に関する基本的な考え方ということで、平成16年7月21日に定められたものですが、これに基づいて行っておるということで、ガイオ タガトースについても、この基本的な考え方に基づいて（1）食経験、（2）in vitro及び動物を用いたin vivoの試験、（3）本食品の摂取ヒト試験、（4）その他ということで、本食品の肝臓における代謝、糖尿病治療薬との併用摂取の低血糖症の発現について、安全性評価を行ったという形で回答をさせていただいているところでございます。

以上ということで、若干修正ございましたが、それ以外の結論は変わらずということでございます。

2ページ以降が、この審議結果ということになりますが、前回詳細は御説明しておりますので、結論の部分だけ述べさせていただきたいと思っております。

6ページを御覧いただきたいと思っております。「4．安全性に係る審査結果」ということで「『ガイオ タガトース』については、食経験、in vitro及び動物を用いたin vivo試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断される」ということです。

「5．その他」ということで、血漿尿酸値及び血清尿酸値についての検討についてのディスカッションがなされておまして、9ページを御覧いただきたいと思っております。

ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験においては血漿尿酸値が上昇す

ることについて累積性は認められないけれども、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品の一日摂取目安量の2倍量の単回摂取試験におきまして、血漿尿酸値が上昇後も初期値に戻ることが確認されていないということがございます。そういうことから、糖尿病患者や痛風患者などの容態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示など他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において、適切な管理措置を行うべきである。

なお、講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたいということでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明、あるいは記載事項に関しまして、どなたか御意見、質問ございますでしょうか。

寺尾委員、どうぞ。

寺尾委員 ちょっとお調べ願いたいんですが、ニュージーランドなんですけれども、タガトースについては、たしかD-ガラクトースだと思いましたがけれども、構造的に非常に類似があるということで、ガラクトースの不耐性の人には、注意喚起の表示をした方がいいのではないかとということで、そういうふうにしたという記事を読んだことがあるんですけれども、それを調べていただけますでしょうか。

もし、私の言っていることが正しければ、何か対応を考えるか、どうするか、また考えたいと思います。

國枝評価課長 先ほどお伺いしたので、ちょっと時間的な余裕もございますので、調べさせていただきます。今件を含めて、次回その結果を御報告して、そのときに再度御審議いただくという形をお願いできればと思います。

寺田委員長 そういうことでよろしいですか。

寺尾委員 勿論結構です。済みません。

寺田委員長 それでは、今のガラクトースと同じような高ガラクトサミン、そういう方に対する注意喚起とか文献があったように思われるとおっしゃるので、それを調べられて、次回の会でもう一度これを出してください。

ほかにございませんか。

それでは、これはそういう対処法をすることにいたしまして、次は微生物専門調査会に

おける審議状況について、事務局から説明があります。

國枝評価課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。「食中毒原因微生物のリスク評価指針の策定について」ということでございます。これについて、案が微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の合同専門調査会から提出されておりました。

1ページ目を御覧いただきたいと思います。本件については、昨年12月27日の微生物・ウイルス合同専門調査会において、座長の修正を加えた上で専門委員に対し、送付及び意見聴取を行い、意見を反映した上で評価指針案として取りまとめるということで合意されまして、その後2月16日の第131回食品安全委員会で報告された後、2月16日～3月15日まで国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

これについての意見でございますけれども、「参考2」というものが後ろの方でございますが、これが1件ございました。御意見・情報の提出状況は1件でございますけれども、かなり多岐にわたっております。これにつきましては、大きく分けて2点ございまして、一つは、コーデックス、あるいはFAO/WHOのガイドラインに沿うように「評価指針」(案)を修正すべきだろうということ。

もう一つは、定義についてコーデックス、あるいはFAO/WHOのガイドラインに示されている定義を直訳したものをを用いるべきであると。

また、解説は必要ではないのではないかという御意見の趣旨でございます。

最初のコーデックスなどに沿うような形での修正という点については、国際的な動向に準拠しつつ、食品安全委員会でリスク評価を行う上で、実務的に役立つ評価指針を作成することを目指すという観点から回答をさせていただくということ。

また、定義の件でございますけれども、コーデックスの定義を参考にしながら、その概念をわかりやすく説明した食品安全委員会編の「食品の安全に関する用語集」というのがございますが、これを基本的に引用し、用語集に記述がないものについては、コーデックスで定められた定義を基本としながら、実際に行う作業を念頭に置いて定義を作成するということ。

あと、実用的な指針ということで、解説を一部加えた箇所があるという形で回答するというので、修正案を作成いたしました。修正案について専門委員に送付、意見聴取し、専門委員からの意見を反映し、修正して、最終的に本年の5月19日の微生物・ウイルス合同専門調査会に諮りました。

パブリックコメントの回答案については、合意をするということで、「評価指針」(案)については、国民の意見・情報の募集の回答案の合意に併せて、実際、その後、個々のリ

スクプロファイルの作成を現在行っているわけですが、その際の検討すべきところということで、リスクプロファイルの部分について一部修正を追加することになりまして、それを併せて最終的に修正を加えて、今回、食品安全委員会の方に御報告をする形になったものでございます。

簡単に国民の意見・情報の募集に対する回答及び修正について御説明をしたいと思えます。

それでは、まず「参考2」の1ページ目を御覧いただきたいと思えます。No.1とNo.2でございますけれども、これは今回の「評価指針」(案)につきましても、FAO/WHO合同専門会議、あるいはコーデックスがつくるガイドラインというものも参考にしているということで、それに対する言及、実際それを十分考慮した形で作成してほしいということでございます。

これに対する専門調査会の回答ということでは、コーデックスが公表しているガイドラインなどを参考にしながら、我が国のリスク評価に適した「評価指針」(案)を作成しておりますということで、これについては「1.1背景」の3段落目の部分に追加をしております。ページが重複しますが、これは実際には「参考1」の1ページ目ということになりますけれども、新旧対照表の部分でございますけれども、御意見を踏まえて真ん中辺りに書いてございますけれども、こういった形で追加をしております。

また先ほどのところに戻りまして「参考2」のNo.3です。食品の微生物学的リスクアセスメントは発展途上にあり、国内的・国際的な進展を考慮に入れて指針を定期的に見直し、必要があれば改訂してほしいということですが、これについては指針の見直しに明記をしている。

「参考2」No.4として、統計学的処理及びモデルに関しては、専門家によるレビューをしておく必要があるということで、これは御意見のとおり認識しているということで「4.1.5実施手順」の「評価結果の検証」の中で「必要に応じ、専門調査会外の専門家によるレビューも行う」と記述しているということでございます。

「参考2」No.5で、具体的な案件への適用ということで、日本固有で頻度の高い腸炎ビブリオについて本ガイドラインを用いることを提案するというもので、これについては、今後「評価指針」(案)に基づいて、評価案件の食品・微生物の組み合わせについて優先順位を決めた上で、順位の高いものからリスク評価を今、検討しているところですが、そういった形で回答をしております。

次に「参考2」No.6ですが、食品の微生物学的リスクアセスメントの国際的な背

景・動向にも触れてくださいということで、これは先ほど触れましたけれども、コーデックスの動向については「1.1 背景」の3段落目に記述を加えています。

「参考2」No.7はカビ毒については、今回の「評価指針」(案)に含めるべきではないかという御指摘でございますが、カビ毒については、専門調査会としては、通常カビ毒・自然毒等専門調査会ということで食品安全委員会では審議されるわけですが、微生物専門調査会においても、微生物学的な観点から必要な調査審議を行う場合が考えられるということで、実際の審議の中のものを検討して、この本指針の対象という形にしたということを説明しております。

2ページ目です。ここは、用語の関係でございますが、先ほど申し上げましたように大別としましては、一つはコーデックスのテキストに書いてある部分については、用語はそれにならうべきという形でございますが、これについては、基本的には食品安全委員会が作成しました「食品の安全に関する用語集」というものがございまして、そこにあるものはそれを引用するということとしております。あと、必要に応じてそれらに追加を加えているという形で回答をしております。それが、2～5ページの大半ということでございます。若干、細かい部分で違う部分もございますが、例えば4ページ目の「L」でございますが「適正」という言葉については「適切」がよいのではないかという御指摘がありますが、それについては「適正」を「適切」という形に改めております。

「K」のリスク特性解析の部分についてでございますけれども、これについては、当初の案では「また必要に応じて可能な代替案のリスク低減策については」ということで、これはコーデックスの定義には含まれていないのではないかという御指摘でしたけれども、これについては、やはり可能な代替案のリスク低減策によるリスクの推定というのが、リスク評価の重要な結果の1つということで、これの記述を加えたわけでございますけれども、求められているものはリスク評価に求められた事項に対する回答ということで、これについては若干修正を加えております。

これは、先ほどの対照表の2ページ目の上から3段目の枠組みのところの「8頁1.2 定義リスク特性解析」の部分ですが、リスク評価に求められた事項に対して回答するという形で、若干変更を加えております。

次に、パブリックコメントの方の6ページ目を御覧いただきたいと思っております。「参考2」No.10ですが「自らの判断により食品健康影響評価を行うべき案件の選定」ということで、「2.1.2 利用可能な疫学調査の充実」の中の部分ですが、「現在実施している食中毒統計及び感染症新法における届出のデータの改善・充実させる必要があります。更に現行

の法的届出を補強するうえで、海外で行われているアクティブサーベイランスを導入すべきです」ということで、これについての回答ですが、「現在実施されているサーベイランスの問題点については、将来的な問題と認識しております。そのため、参照し得る海外の疫学システムを付帯事項として記述することとしております。ただし、現時点においては、それらの問題点を踏まえた上で、現在入手し得る材料でリスク評価を実施することが重要であると考えております。また、御指摘の点については、厚生労働省にお伝えします」という形になっております。

次に、「参考2」No.11 ですけども「2.2 リスクプロファイルの作成」の部分です。これについては、リスクプロファイルに含めるべき要素については、現在コーデックス食品衛生部会（CCFH）が策定中の微生物学的リスクマネジメントのための基本原則とガイドラインを参考にすべきということですが、コーデックスのCCFHで議論された文書というのは、リスク管理側の立場から作成された文書であるということで、「評価指針」（案）では、それらの文書を基本としながら、自らの判断による食品健康影響評価と管理機関からの諮問による食品健康影響評価を実施する際に必要な手順の一部ということで、リスクプロファイルの作成をしたということで、「評価指針」（案）の中では、主要な項目のみを示しておりますが、不足していると判断した分については、記述を加えたということです。これは新旧対照表の2ページ目ですけども、これの一番下のカラムの10頁のところですけども「リスクプロファイルの作成」というところがございますが、新たにという形で不足している部分について加筆をしております。

次に、「参考2」6ページのNo.12 ですけども「4. リスク評価」ということで「4.1.3 ハザードによる健康被害解析（Hazard Characterization）」の部分ですが、これについては、そこに記載のFAO/WHOを参考文献としていることを述べるべきであるということと、「Hazard Characterization については、様々な限界があり、その一部は本評価指針にも記述されておりますが、これらについて更に詳しく記述すべきです。また、このような限界を克服するための方法を具体的に述べるべき」ということで、FAO/WHOの文書につきましては、参考文書として記述したということ。

内容をどこまで詳細記述するかについては、全体のバランスを考慮した上で作成をしたということで、このうち詳細な記述を必要としたものについては「Dose Response モデル」がスライドするわけですけども、これについては附属3として起草することが決定しておるということになります。

「参考2」No.13 ですが「4.4 リスク評価実施中のリスクコミュニケーション」とい

うことで、これについては、リスクプロファイルの作成段階から関係者とのコミュニケーションを行うべきということで、これについては御意見を踏まえて、よりわかりやすくするための記述を加えたということで、先ほどの新旧対照表の方の3ページになりますけれども、これの下の部分の「23頁4.4 リスク評価実施中のリスクコミュニケーション」というところですが、そこに必要な修正、加筆を行っております。

戻りまして、コメントの6ページの「参考2」No.14 になりますが「5. 答申後のリスク評価の検証と再評価」についてということになります。「『必要に応じてリスク評価の妥当性について検証を行い』は『必ずリスク評価の妥当性について検証を行い』とすべき」ということで「必要に応じて」と書かれていたわけですが、これについては「御意見の趣旨を踏まえ、評価指針(案)に修正を加えた」ということです。これは、新旧対照表の4ページ目でございますけれども、これの上半部のカラムの枠の下線部です。「必要に応じて」という部分に関連する部分が削除されて、より適切な表現にする形としております。

コメントの7ページ目の「参考2」No.15 になります。「6. 指針の見直し」の部分ですが、「微生物学的リスクアナリシスの方法論はわが国だけでは確立できないのが現実である以上、コーデックスやFAO/WHO合同専門家会議などの国際的なフォーラムとの協力が必要です。これらの進展や国際的な経験を指針の見直しに考慮に入れることが必要である」ということで、これについては、御意見を踏まえまして、国際動向についての記述を加えているところでございます。

「参考2」No.16 ですが、ALOPとFSOに関する附属文書を作成するようですが、ALOPとFSOは微生物学的リスクマネジメントとも関連し、リスクアセスメント部分だけで附属文書を作成するのではなくて、リスクマネジメント部門と協議して作成することが必要ではないかという御提案でございます。これについては、リスク管理機関と相互に意見を交換しながら作業を進めてまいると回答しております。

「参考2」No.17 ですが「附属5：微生物学的リスク評価事例」に関連するところですが、米国食品医薬品庁(FDA)のリスク評価を紹介するだけでなく、これまで国際的なフォーラムで、具体的にはFAO/WHO合同専門家会議で行われてきた微生物学的リスクアセスメント、そこに記載のようなものですが、こういったものを紹介すべきということです。

回答としては、附属書のボリュームが大きくなり過ぎないように、具体的なイメージをつかむ材料として紹介すべきリスク評価事例を選定させていただいたということです。なお、

御指摘のリスク評価事例については、審議の過程で紹介しているところという形で回答しております。

あと、逐次該当する部分については御説明いたしましたが、それ以外にも若干見直しをして新旧対照をしたということでございますが、「参考1」の1～4ページまでに、修正した部分について新旧対照表とその修正理由が付けられております。

以上のようなことで、必要なものについては修正を加えて、一応これを「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」ということで取りまとめたいということでございます。

資料2の表紙を御覧いただきたいと思います。これは、たしか一番初めに国民への意見・情報の募集をするときに、渡邊座長より本件について御説明があった際にも述べられているかと思いますが、「『評価指針』（案）は暫定的なものであり、今後、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会での個別案件に係る食品健康影響評価において『評価指針』（案）を運用しながら、更に検討した上で完成させることとしています」という形で、今回、御報告するものでございます。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明、あるいは記載事項に関しまして、何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

これは、また次々新しいことが出てきたら変わっていくからということで、最終だけでも、案の形にしているということですか。

國枝評価課長 そうですね。これからもう少し実際に運用して、必要な部分に修正して、もし成案ができ上がった段階で、また再度御報告して、国民に意見・情報を募集する形にしたいと思います。

寺田委員長 よろしいですか。それでは、本委員会として、報告のあった「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」を、現時点での案として取りまとめることとします。微生物及びウイルス専門調査会においては、当面、この「評価指針」（案）を案のまま運用して、個別案件の評価を行っていただくとともに、適宜修正を加えて、完成に向け引き続き努力をしていただくよう、ということでもよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、リスク管理機関に対しても「評価指針」（案）が作成されたことについて、

事務局の方からお知らせ願うようによろしくお願いいたします。

それでは続きまして、先日、パリで行われました第74回国際獣疫事務局(OIE)総会につきまして、農林水産省より報告があります。農林水産省の釘田動物衛生課長、よろしく申し上げます。御苦労様です。

釘田動物衛生課長 よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料に基づいて「第74回国際獣疫事務局(OIE)総会の概要について」御報告したいと思います。

まず、今回の総会の概要に入ります前に、これまでの経緯を若干振り返ってみたいと思います。私自身は、今回連続3年出席しておりますけれども、昨年、一昨年とBSEをめぐる非常に厳しい議論がこの総会の中でもございまして、延々数時間、場合によっては日をまたいでBSEの議論が行われたのを非常に生々しく記憶しております。1年前に御報告を差し上げましたときの内容にあるんですけども、昨年のBSEコードの改正というのが一つの大きな転機になってございまして、昨年は非常に重要な改正が行われております。

一つは、議論になったことから申し上げますと、無条件物品あるいは安全物品という言い方もいたしましたけれども、いかなるステータスの国であっても、安全に貿易できる物品、製品というのを定義したという考え方が導入されたということ。

もう一つは、国のカテゴリーの分け方を、従来五つのカテゴリーになっておりましたものを、昨年これを簡素化したしまして、三つのカテゴリーに直したということ。

そのほか、それに伴ってサーベイランスの考え方が大きく変更されたといったようなこと。そういった意味で、昨年は非常に重要な変更が行われたわけでございます。

昨年も御報告いたしましたけれども、私どもは昨年の議論の中では、この無条件物品の考え方については、ある意味では非常に危機感を持っておりまして、あまりにも安全対策を無視する形で、例えば骨抜き牛肉であれば何でもいいんだというような記述ぶりというのは、非常に危険であるということで、その点は日本としての主張もきちんといたしましたし、またEUなどのサポートもありまして、あまり極端なものにはならず、日本の考え方、EUの考え方も取り入れられたような条文になっているというのが、昨年の経緯でございます。

また、カテゴリーの分け方については、簡素化された三つのカテゴリーに移行することが決まりまして、そのこと自体はほとんどの国が支持していたわけなんですけれども、その際のバックグラウンドとなるサーベイランスの考え方については、実は私どもはまだまだ疑問に思っている点が多々ございまして、いろいろ議論をする必要があると思っていた

のですが、昨年は時間切れという形で、ある意味では継続審議と言いつつも、とりあえず今のものを採択しておきましょうという形で、昨年の総会は終了した経緯がございます。そういう意味では、昨年、個々の条文については日本も採択に賛成したんですけれども、全体としてはその審議の進め方に異議があるということで、採択に反対したということで、若干ごたごたした総会だったわけなんです。

そういった昨年の経緯がございますけれども、その年の総会におきまして、もう一つ全体の総会の運営の仕方につきまして、重要な変更が事務局から提案されておきまして、このことについては、きちんと御説明していなかったかもしれません。要は、こういった総会の中で非常に議論が紛糾するということに、事務局も大分悩んでおきまして、本来科学的な知見に基づいて決めていくべきものが、やはり政治的な思惑といったものが、どうしても各国の利害に基づいた発言というものが多過ぎるということで、そのことを懸念いたしました事務局が、全体の検討プロセスを変更したいということで、単純に申し上げますと、検討時期を前倒するというのと、検討が未熟なものについては、1年で決めないで2年間かけて議論しましょうという2つなんです。

従来ですと、総会が毎年5月に行われます。これはもうずっと5月に行われてきておりますが、従来ですと、この5月の総会直後に最も重要な委員会であります、コード委員会という、このコードの起草を行う委員会がございます、コード委員会が総会直後に一度開かれ、その後、年末あるいは1月ごろに再度、コード委員会が開かれて、そこで5月にかかる総会の1次案というものが提示されます。それに対して各国が意見を提出して、5月の総会の直前にもう一度コード委員会が開かれて、そこで各国の意見を踏まえた修正が施されて、総会にかけられるというやり方をしておいたわけです。そうしますと、各国は1次案を見て意見を出して、その結果、総会にかけられる案がどういう案になるのかということ当日まで知らないで総会に臨むというようなことになっておりました。ですから、私どもも非常に緊張しつつ、どういった案が出てくるかということをはびくはびくしながら総会に臨んでいたがために、場合によっては十分理解しないままに議論が混乱したという面があったんだろうと思います。

そのことを是正しようということで、今年の総会に向けて、すなわち1年前からこのコード委員会の開催時期というのを前倒しようということで、1月と5月の直前にやっていたコード委員会を、9月と年を越えた3月に、数か月間ずつ早めて、9月にコード委員会で1次案を起草しまして、それを11月ぐらいには各国に提示すると。それに対する各国の意見を踏まえて、3月に再度コード委員会を開いて、その案を4月には、したがいまし

て、総会の一月以上前に各国に提示する。勿論、それに対する各国の意見をまた出してもいいわけなんですけれども、この2次案がそのまま総会に付されるということになっておりました。したがって、今年の場合は私どももこの2次案、総会にかかる案というのは、一月以上前から見ていたわけでございます。

そういう総会に向けた全体のプロセスが見直されたことによりまして、今年の総会を終えた印象としましては、ことBSEの議論に関する限りと申しますか、BSEの問題については特に顕著に現れていると思うんですが、非常に全体の議論が冷静と申しますか、静かな議論に終始しておりまして、勿論昨年の大改正で大きな論点が一ツクリアーされたということもあるんだろうと思いますが、今年もいろいろと細々とした修正はあったのですけれども、そういう議論が紛糾する、混乱するあるいは非常に対立的な議論が飛び交うといったようなことはほとんどございませんでした。幾つかの国が淡々と自国の主張を述べる中で、結果としては、恐らくBSEの議論だけですと、1時間足らずの議論でそのまま事務局の2次案が採択されたという経過をたどっております。昨年ですと、2日間にかけて、あるいは採択のときももめましたから、そういう意味では3日間ぐらい、延々とBSEの議論をしたことを思いますと、非常に様変わりだったなと感じております。まず、中身の御説明に入る前に、そういった経過があったということを御紹介しておきたいと思います。

以上のようなプロセスの改善に伴って、私どもはこの総会に臨むに当たりまして、昨年も一昨年もOIEの事務局案を基に専門家の意見をお聞きする専門家会合と、消費者との意見交換会というものをそれぞれ開いて、その上で日本としてのコメントをOIEに対して提出しております。昨年は、5月ごろに開いたかと思うんですが、全体のプロセスが早まりましたために、今年は専門家会合、消費者との意見交換を2月に行いまして、OIEへの我が国としてのコメントも2月22日には提出しております。その内容につきましては、2月9日の本委員会にも御報告させていただいたところでございます。

こういった日本の意見も踏まえまして、その2次案が提案されておりまして、総会に付されました2次案の中では、日本の主張も相当部分反映されていたということになっております。

お手元の資料で御覧いただきますと、1ページ目に今回のBSEコードの主な議論があった点、改正点が整理されております。順番に沿って御説明したいと思います。

今回、やはり一番大きな論点になりましたのは「無条件物品のうち骨なし牛肉に課される条件」。これは、昨年も大きな議論になったところなんですけれども、この中で、「3

0カ月齢以下」という条件を削除してはどうかという議論がございました。

これは、2ページ目の横表を御覧いただくとわかるのですが、一番左に「現行 B S E コード（2005年版）」がございまして、真ん中が「B S E コード改正1次案」、右の方が「B S E コード改正2次案」になっております。この「1．無条件物品のうち骨なし牛肉に課されている条件」が幾つかあるのですが、その中で「30ヶ月齢以下であること」というのが1次案では削除されておりました。これに対して、日本としては削除すべきではないという考え方をコメントとして提出いたしまして、E Uを始め、幾つかの国からも同じようなコメントがあったと聞いております。その結果、2次案ではこれが復活していたということになっております。

この点につきましては、総会におきまして改めて日本からも発言いたしましたし、幾つかそれを支持するコメントもあった上で、このまま採択されたということになります。したがって「30ヶ月齢以下であること」という条件は維持されました。

1ページ目の（1）のもう一つの条件としまして「『患畜やその疑いのある牛由来でないこと』という条件」がございましたが、これも2ページ目の方で見ていただいた方がわかりやすいかと思えます。この無条件物品に課されている条件として、先ほどの30ヶ月齢以下の次に、ピッシングの問題があります。これは、そのままでございます。その次に「と殺前/後検査を受けていること」という条件がございまして、更にその後に「B S E 感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと」という条件が付されておりましたが、事務局の解釈あるいは専門家の意見として、この2つは同じことを意味しているのではないかと、同義ではないかという議論がございました。これは、実は昨年採択の際にも同じ議論がございまして、日本はそういう中でもより明確化するために「B S E 感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと」という文言を是非入れてほしいという強い日本からの意見もありまして、全体が非常にいろいろ激しい議論のある中で、事務局が最終的な調停案としていろんな国の意見を盛り込んでこういう案になっているのですが、やはり専門家の目から見た場合に、このB S E というものは、生きている状態では臨床症状を示さない限り、症状が出たとしても、いずれにしても殺して検査しなければわからないという意味では、と殺前/後の検査以外に確認する方法がないのではないかとという意味では、と殺前/後の検査を受けているということ「合格していること」ともう少し明確に表現することによって、言葉を簡単にいたしますが、患畜または疑似患畜というものではないということは、自動的にその意味の中に含まれてくるというのが事務局の解釈、あるいは専門家の意見だったということでございます。

そこについては、日本としては、そうは言っても、より明確化するためには、元の文章のままの方が好ましいという意見を当初の日本のコメントとしては出しましたけれども、2次案でもこの削除というものは変わりませんでした。それを受けまして、私どもは総会の中では、事務局が示している実質的にこの部分の修正に関して言えば、と殺前/後の検査に合格していることということは、BSEの患畜、疑似患畜ではないことという意味を含んでいるんだと。ですから、実質的に同じことを意味しているのだというように我々としては理解しているということを発言し、それに対してそれを否定する国もなく、事務局もそれを特に否定することもなく、議論は終わって、このままで採択されたという経過をたどっております。

この問題について、そうは言ってもやはり削除されたのだから、日本の主張は通らなかったのではないかという議論が当然あるわけでございますけれども、その点については今、御説明いたしましたように、文章が修正されておりますので、全く100%同義であるというのはちょっと言い過ぎなのかもしれませんけれども、私どもとしては、その内容の意味するところは実質的に同じであると理解しているところでありますし、そのことを明示的に否定するようなコメント、あるいはそういう理屈もないと考えております。

以上が、二つ目の改正点でございます。

1ページ目に戻ります。(2)の改正点といたしまして、昨年から三つのカテゴリーになったと申しあげましたけれども、一番上の、従来であればいわゆる「清浄国」と呼ばれるカテゴリーがございますが、ネグリジブルリスク、無視できるリスクの国という条件ですけれども、そういったカテゴリーに該当するための条件の一つが「最終発生から7年以上経過」という条件となっております。

この「7年以上」の「以上」という記述について、先ほど食品安全委員会の事務局から御指摘をいただきました。ここは、英文ではモア・ザン・セブンイヤーズ・アゴーとなっております、厳密に言えば7年を超えるということになるかと思えます。恐らく、7年にぴったりな日が含まれるか含まれないか1日の違いなのではないかと思うんですが、正確に言えば「以上」ではなくて、7年を超える年を経過してとなるかと思えます。

いずれにしても、こういった条件が最終的には「11年以内に自国で生まれた牛で未発生」という条件に変更されました。これは、括弧内にありますように、BSEというものが餌に異常プリオンタンパクが混入して伝達されるということから、いつ発生したかということよりも、その牛がいつ生まれて、いつ感染が起きたかということの方が大事だという認識からこういうふうに見直されたということでございます。

これも、2 ページ目の表で見ていただきますと、真ん中にございますけれども「2 . 『無視できるリスクの国』の条件」が、一番右の7年以上という記載になっていますが、これが、実は1 次案では「8 年以内に自国で出生した牛で発生がないこと」という条件でした。この「8 年以内」という数字につきまして、日本もそうですが、本当に8 年でいいのだろうか。そういう十分な根拠があるのかどうかという疑問を日本も示しましたし、幾つかの国が同じような疑問を呈したと聞いております。

そういった議論を踏まえまして、2 次案では、より慎重な案としまして、8 年というのは11 年と3 年上乘せされました。「11 年以内に自国で出生した牛で発生がないこと」ということで採択されております。

私どもの考え方としましては、確かに清浄国、無視できるリスクの国の条件として、いつ発生が確認されたかということよりも、その牛がいつ生まれて、いつ感染が起きたかということの方が大事な指標であろうということは、科学的に正しいのだろうと思います。したがって、こういう方向で見直しすることは支持できると。しかしながら、8 年がいいのか、11 年がいいのかということについては、まだ恐らく議論の余地があって、11 年という数字の根拠についても、この提案時点では具体的なデータが示されているわけではございませんでしたので、ただEU の示したデータに基づいてといったような説明がございましたので、私どもとしては、この方向性は支持できるけれども、11 年の根拠ということについては今後、具体的なデータを提供してほしいということを総会場で述べて、それに対して事務局からもEU に対して、そういうデータの提供を求めていきたいという発言がございました。

いずれにしても、この点も2 次案の事務局提案で採択されております。

(3) のサーベイランスの問題でございますが、サーベイランスにつきましても、先ほど申し上げましたが、昨年の採択で大改正が行われたわけでございまして、ここには詳しいものは出ておりませんが、いわゆるタイプA、タイプB という2 つのタイプのサーベイランスがありまして、それぞれのタイプにおいてと畜される牛、あるいは死亡した牛を四つの種類に分けます。その四つの種類というのは、健康なと畜牛、緊急と殺された牛、あるいは農場で死亡した牛、BSE にかかっている疑いが濃いカテゴリーとして、BSE 症状を示している牛といったカテゴリーに分けて、それぞれの牛をポイント化して、一定のポイントを達成すること。したがって、BSE 様の症状を示した牛を検査すれば、非常に大きなポイントが稼げる。一方、健康なと畜牛を検査しても、あまりポイントは稼げないというような考え方から成り立っているサーベイランスの方式が採択されています。

そのサーベイランスの考え方自体にもいろいろまだ議論の余地はございまして、我々からも事務局に対してコメントは出しておりますけれども、今の段階では、EUのこれまでやってきたBSE検査のデータに基づいてモデルをつくって、そのモデルによって導かれたサーベイランスの考え方でございますので、それに対抗するような案を出せるほどのデータを蓄積した国がなかなかないということもございまして。我々もそういう試みを検討してはいるんですけれども、なかなか今の段階で、例えばポイントが事務局の案ではなくて、こういうポイントなのではないかといったようなことを具体的に対案として示せるほどに至っていないものですから、今の段階では今後の問題として、各国のサーベイランスデータの蓄積あるいは新たな知見が得られればという状況を踏まえて、今後、このサーベイランスの考え方は引き続き改善されるべきであるといったようなコメントをしつつ、サーベイランス全体の考え方は、我々も受け入れざるを得ないという立場でございます。

その中で、そのサーベイランス自体は、例えば今、日本が行っているサーベイランスの水準、あるいはEUが行っているサーベイランスの水準から見れば、非常に緩やかなサーベイランスなんですけれども、これはやはり途上国も含まれる世界全体の国に適用される一つのガイドラインとして、最低水準といいますが、基準となるべき水準を示しているものということからすれば、日本とかEUがやっているような、ほとんどの牛を検査するような検査法というのは、多くの国では実施困難であるという状況を踏まえて、そういう状況の中で、最低限BSEの存在を検出するのにどのレベルでやっていけばいいのかという一つの指標を示しているものだと思います。

ですから、私どもは、これは国際基準として示された一つのガイドラインであって、各国が最低限この水準はやりなさいということではあるにしても、実際に二国間の貿易をする際に、貿易の当事国間において相手国においてどういったレベルのサーベイランスを求めるかというのは、また別な問題なんだろうと理解しております。

そういったサーベイランス基準の全体の議論がありますけれども、今回はここに書いてありますように、その中で、これはもう日本の考え方を踏まえた修正でもあるわけですが、従来牛の群を四つに分けて、その牛のどこから検査してもいい、とにかく一定のポイントを稼げばいいということだったんですが、それに加えて、やはりBSEが最も高い割合で見つかるであろうと考えられている臨床症状牛はすべて検査しなさいという要件が一つ付け加わったということです。これは、私どもの主張にも沿ったものでありまして、ただ点数を稼げばいいということではなくて、やはりBSEの存在を見逃さないためには、こういった症状を示しているものについては全部検査すべきであるということが、

O I E のコードの中にも盛り込まれたということでありまして、この点は歓迎すべき見直しなんだろうと理解しております。

以上、お配りしました資料には、主要な論点といたしまして4点ほど御説明いたしましたけれども、B S E コード全体としては、細かな見直しも含めてまだ幾つかございます。

その中で1つだけ御紹介いたしますと、いわゆるコーホートの定義というものがなされているんですけども、従来B S E コードの中でコーホートとしては大きく二つのタイプがありまして、それはB S E に感染した牛が母牛だった場合、その牛が発症する前の2年間に生まれた子牛についてもコーホートとするということで、これは殺処分するということが決められているわけです。

したがって、日本の国内においても同じ基準を適用しまして、国内で、例えば乳牛のB S E が発生した場合は、その過去2年にその牛から生まれた牛については、疑似患畜として殺処分しているというやり方を日本でも行っております。

もう一つは、その感染牛が生まれたときに、0～1歳の間を一緒に過ごした牛ということで、ちょっとわかりにくいのですが、その牛が生まれる1年前から1年後までに生まれた牛で、同居して同じ餌を食べていた牛となるかと思えますけれども、これもコーホートとされています。これについて見直しはございませんが、先ほど申し上げました生まれた子牛のコーホートの定義というのは、今回見直しがなされまして、子牛はそのコーホートから除外されることになりました。これは、これまで、例えばE Uなどで蓄積されたデータを見ましても、この産子からB S E が見つかったケースというのは、全くないことはないはずですが、非常に少ないということで、これはその母牛がB S E にかかった時期というのは、何年か前の自分が生まれた時期のはずでございます。その垂直感染がないとすれば、母牛から生まれたからといってその子牛がB S E にさらされるリスクというのは、一般の牛と全く変わらないだろうという考え方で、子牛だからコーホートにして殺処分という考え方はとる必要がないだろうというのが専門家の考え方だという説明がなされています。

そういった見直しもありましたけれども、いずれにしましても、今回はこういった事務局の提案が、B S E コードに関しまして修正は一切なく、2次案がそのまま採択されたということになっております。

このように、O I E のB S E コードをめぐる議論も1つの転機を迎えたのかという感じもしております。恐らく、来年度以降もまだまだ、例えば特にサーベイランスの見直しなどの議論は続くとは思いますが、しばらくはここ数年続いてきたような激しい議論、

あるいは大きな見直しというのは行われなくて、新たな知見に応じて少しずつ手直しをしていくといったようなやり方が続くのではないかと考えられます。

その際に、何といたしましても重要なことは、これは私が、昨年もしましたような記憶がございますけれども、やはりどうしてもこの総会に出てくるのは、私もそうですが、各国の行政担当官でございます、獣医師でございますが、必ずしもその道の研究者というわけではございません。したがって、行政を預かる人間が総会で議論をいたしますと、どうしても自国の利益が頭にあって、ある程度自国の利益を守るという立場での発言が各国とも出てきてしまうのだらうと思います。それは、科学的な知見に基づいてと言っても、その科学的知見の解釈の仕方はいろいろ幅があるでしょうし、あるいは科学的な事実というのにもいろんな知見があるわけですから、その中のどれに基づいた判断をするかということによっても判断は変わり得るわけでしょうから、各国がいろんな立場に基づいた発言をするのは当然のことだらうと思います。

そういう中で、昨年までのように、総会に案をぶつけてそこで議論を始めますと、非常に混乱して、合意、採択に至るまで非常に長い時間を要する、あるいは採択しても不満が残るといった状況が昨年まではあったわけです。しかし、今年は、先ほど申し上げましたような議論、あるいは検討の前倒しということによって、議論のやり方としては非常によくなったのではないかと考えます。

ただ、そのときに注意しなければいけないのは、先ほど申し上げましたコードの起草を行うコード委員会というものがありますけれども、その前段としては更に科学委員会というものがございまして、更にもう一つその科学委員会にぶら下がっておりますアドホック専門家委員会というものがございます。そういったところで、科学的知見を集約して、コード委員会の起草者に対して助言をするわけです。その段階にいかにか科学的な事実、知見に基づいたインプットをしていくかということが非常に大事なわけです。

今年の議論を見れば非常によくわかるのですが、総会で事務局の提案をひっくり返してやろうと、例えば野心的に思って、1か国が幾ら頑張っても、それはできるものではないと思います。

したがって、例えば日本が非常に貴重な科学的なデータを持っていて、それをコードに反映させたいということを目指すのであれば、やはり日本の科学者、研究者の論文などを通じて、そういう科学的な議論の場にどんどんインプットして、早め早めにやっていかないと、総会の場で農林水産省頑張ってこいと言われても、なかなかできるものではないということを非常に強く感じております。

したがいまして、そういう科学者の議論、研究者の議論を国際的な場でしっかり発表し、主張すべきことは主張していただくということが、ますます重要になってきているのだと思うところがございます。

おわかりになりにくかったかもしれませんが、以上、御報告とさせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか、御質問あるいは御意見などございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 この改正の拘束力ということと関係すると思うんですけども、現在、特にアメリカ、カナダからの牛肉の輸入再開の条件として20か月齢以下ということと、今度決まった30か月齢以下の牛由来であることとの条件は維持する。しかし、それにしても10か月違うわけですね。この点については、今後どういうふうになっていくんですか。

釘田動物衛生課長 この点は、今まで申し上げていることと変わらないと思いますし、今回の総会で何かそれに関連した議論が行われたということでは全くないと思います。

BSEコードの中には、ちょっとわかりにくいのですが、先ほど来申し上げている無条件物品というのは、国のステータスに関係なく適用される骨抜き肉であれば、30か月齢以下で幾つかの条件を満たしていれば、安全に貿易できるということですから、アメリカがそれをBSEコードに準じて要求するという権利は当然あるんだろうと思いますが、ただそこはSPS協定におきましても、科学的な根拠に基づいてそのリスク評価を行って、それ以上の高い保護水準を求めることはできるとされているわけですから、私どもが今、アメリカに求めているのは、まさにこの食品安全委員会でリスク評価をしていただいた結果に基づいて今、おっしゃられたような条件を設定して、そのことについてはアメリカと協議し、アメリカも受け入れた上で今、条件ができていますので、当面そのことがすぐ見直しの対象になるということは考えておりません。

ただ、アメリカ側からは政治家の発言なり、政府の高官の発言としても、一時期そういう30か月を求めていくという発言があったのは承知しておりますけれども、現状を言えば、今、御存じのようにアメリカ産牛肉の輸入というのは停止しておりますので、今年の1月20日に停止した以降、アメリカ側からも20か月を30か月に見直すべきだという議論はほとんど聞こえてきておりません。まずは、やはり決められたルールの中できちんとルールが守られて、安定的な貿易ができるかどうかというのが、当面は最大の優先的な事項なんだろうと思いますので、今は私どももそれに向けていろんな努力をしている段階でございます。まして、基準自体の見直しの議論というのは一切頭にございません。

寺田委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 相対的に今回の改正で、日本で現在行われている B S E のリスク管理措置のなかで何か見直すような部分というのはございますか。

釘田動物衛生課長 日本の B S E 対策についてと言われますと、私どもとしては、先ほどちょっと触れましたが、例えばコーホートの定義が O I E コードで見直されたということで、これはもう一度国内の専門家の御意見もお聞きした上で、国内の防疫対策として、現在は O I E コードの考え方に準拠して国内で対策をとっておりますけれども、子牛についてその必要がないという判断が国内の専門家からも支持されれば、そういう見直しは将来していく必要があるかもしれないと思っております。まだその手続を決めたわけではございませんけれども、その議論は今後していきたいと思っております。

今回の O I E コードの改正に関連して、それを受けて国内の対策を何か見直さなければならぬということは、今のところその点しか思い浮かびません。全体の流れとして、例えば飼料規制の問題ですとか、あるいは死亡牛検査の在り方とかということについては議論していく必要があるのかもしれませんけれども、具体的にこういう方向で見直したいということが今、私どもの計画としてあるわけではございません。

寺田委員長 ほかにございますか。

本間委員、どうぞ。

本間委員 簡単なことですが、国の汚染されているレベルは五つあるものが三つになったという御説明がありましたけれども、これはどういうふうに変ったのでございましょうか。

釘田動物衛生課長 これは、去年の総会で採択されましたことで、この委員会でも何度か御説明しているかと思えますけれども、B S E のリスクの程度に応じて各国のリスクを五つのカテゴリーに従来分けていたわけです。従来は五つのカテゴリーというのは、清浄国、準清浄国、最小リスク国、中リスク国、高リスク国という五つのカテゴリーだったんですけれども、それを去年の見直しで、無視できるリスクの国、コントロールリスクというのですが、管理されたリスクの国、一番下のカテゴリーとして、アンノンというのですが、不明なリスクの国の三つのカテゴリーに分けられたわけです。

どういった考え方に基づいて分けていくかというのは、リスク評価の考え方がすべてこのコードの中に書かれておりますので、リスク評価とサーベイランスの結果に基づいて国を分けていくという考え方が示されています。

本間委員 そうすると、世界中の国がそのどれかにランクされていることになるんですか。

釘田動物衛生課長 そのことももう何度か御議論いただいているかと思いますが、OIEはそういうリスク評価の手法を示しています。ある国のリスクを評価するのは、何の目的でやるかということですので、趣味でそれを当てはめて評価してもそれは全然構わないわけですが、現実の世界では貿易を行う際に貿易の相手国を、輸入国が輸出国を評価するという局面で使われることが想定されるわけです。

そうしますと、例えば日本がアメリカをこのコードに基づいて評価するというのは、この基準に基づいて行ってもいいわけなんですけど、日本の場合は、先ほど申し上げましたように、コードよりも高いレベルを求めていますので、このコードに基づいてアメリカをリスク評価しているわけではございません。

あと、OIEはそういう手法は定めておりますが、このリスク評価の手法に基づいて世界の百数十か国を分類分けしているわけではございません。OIEが行っておりますのは、加盟国からの申請に基づいて、従来ですと清浄国、準清浄国の認定を行ってまいりました。ですから、昨年までですと、国の名前は今、正確に思い出せませんが、ウルグアイですとか、シンガポール、アイスランド、たしかそういった国が五つほど準清浄国に認定されてまいりました。今年は、実はこの点は御報告忘れましたが、更に今年の総会で清浄国の認定というものが行われまして、新たにオーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン、済みません、今、手元にすべての国が確認できませんが、そのほか数か国が清浄国として認定を受けました。

そのように、申請に基づいてOIEがその国がこの基準と照らしてその基準を満たしているかどうかを判定して、満たしていれば清浄国の認定を与えるという仕組みはございます。これは、BSEのほか口蹄疫、牛肺疫といった幾つかの病気についてのみOIEがやっている仕事でございます。

本間委員 ありがとうございます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 これ、手続的によくわからないんですけれども、このコード改正というのはもう発効するんですか、発効しているんですか。その発効までの何か手続的なものがあるんですか。

釘田動物衛生課長 コード自体は総会の採択をもって発効いたしますので、先週の金曜

日、5月26日で発効しているということです。

寺田委員長 寺尾委員、どうぞ。

寺尾委員 今のことに関係するんですけれども、(2)と(3)は連動していると思うんです。サーベイランスの基準というものが、まだサンプル数などはこれから決めるという話なんですけれども、そこら辺のことが決まらないうちに発効してしまいますと、国によって出てくるデータの信頼性というのは、大分ばらつきがあると思うんですけれども、そこは無視してやっていくんですか。

釘田動物衛生課長 済みません。先ほど説明の仕方が悪かったかもしれません。

サーベイランスの基準というのは、もう決まっております。ですから、そのサーベイランスにのっとって、リスク評価とサーベイランスを実施して、その結果が示されている基準を満たせば、無視し得るリスクのカテゴリーに位置づけられる、あるいはそこに届かなければ、管理されたリスクというカテゴリーに位置づけられる。

これは、手法としては、少なくともこのコードの世界では完結しているといえますか、適用できるようなサーベイランス基準が示されております。ここにあるすべての臨床症状牛を検査すべきというのは、それに付加的に設けられた基準でございますが、これがなくても一応基準としてはできております。

寺尾委員 そうということですか。わかりました。ありがとうございます。

寺田委員長 見上委員、どうぞ。

見上委員 先ほど、中村先生の御質問で、OIEの骨なし肉は30か月以下であればいいという話、ところが、一方日本では20か月というお話があったわけなんですけれども、その根拠となったのが食品安全委員会の評価だとおっしゃいました。仮にそれが21か月と23か月が根拠であるとしたら、これらの牛の脳材料の病原性に関してデータは出てくると思うんですけれども、改めて食品安全委員会で評価したら、また考えを変えるという考え方でいいですか。

釘田動物衛生課長 これは、私どもはいつでも必要があれば食品の安全性に関する管理措置を変更する際には、食品安全委員会に諮問した上で答申をいただいて行うという考え方でございますので、将来そういう見直しの必要が出てきた場合には、また改めてリスク評価をお願いすることになるかと思えます。

見上委員 その場合、食品安全委員会委員長も何遍もこういう正式な場で早く論文にしてくれとか、要するにデータを出してくれといわれていますが、一向にオフィシャルな形で21か月齢、23か月齢の牛の脳の牛型マウスに接種したデータが出てこないんですけれ

ども、その辺はいつ出してもらえるのですか。

釘田動物衛生管理課長 これは、御存じのように動物衛生研究所を中心としてやっていらっしゃる仕事だと思いますので、私はそのことについては今時点存じ上げておりません。

見上委員 動物衛生研究所は組織が変わりましたが、あれは農水省の一つの研究施設であったことは間違いなし、予算もすべて国の国庫予算で研究なさっていると思うんですけども、そういう重要な研究発表というのは、管理官庁として早くということはできないんですか。

釘田動物衛生課長 これは研究ですから、研究計画にのっとってやっていらっしゃるんだと思います。私どもも必要に応じて情報提供をお願いしたり、問い合わせたりはしておりますが、まだ結果が出ていないということを今の時点では報告を受けています。

あと、今のお話の中で、21 か月、23 か月齢の牛の接種試験については、厚生労働省の予算で研究をなさっていらっしゃるとお聞きしています。

寺田委員長 ちょっと違うことなんですけれども、資料3の(1)の です。

「と殺前/後検査を受けること」と書いてありますね。この検査というのは、臨床的な検査も含めての検査ですか。

釘田動物衛生課長 今の御質問は非常に大事な点なんですけれども、その点については、このコードの中では明確には定義されておりません。

ただ、常識的に考えますと、少なくとも臨床的な検査というのは含まれると思います。それに加えて、どこまで検査をするかというのは、各国によって検査の項目ですとか、判断基準というのは異なるんだろうと思います。そのことがまさにBSE検査もここに含まれるのか、どこまでのBSE検査を含むのかあるいは含まないのか。そういったことで国ごとに解釈の違いがあるといえますか、国ごとに実施方法は異なるだろうということが前提としてあるわけです。そのことは、従来患畜あるいは疑似患畜を除くといいますが、その患畜、疑似患畜をどうやって見つけるのかということになれば、同じ問題があったわけですので、したがって、私どもは文章がこのように変わったとしても実質的には意味は同じであると理解しているわけです。

寺田委員長 要するに、OIEは世界中の国のためにやっているわけですね。しかし、エライザとかウエスターンができないところがほとんどだと思えます。ですから、解釈としては、臨床的なというふうに考えておいた方が多分いいんでしょうね。

釘田動物衛生課長 それを解釈するのは各国ですから、各国が貿易をするに当たって、自分の国はどこまでを求めるかということになるんだろうと思います。

寺田委員長 わかりました。

それから、先ほど寺尾委員の質問の中にも、サーベイランスの方法が決まっているというか、結局去年などありましたが、ポイントの話ですか。ポイントのやり方でやっておられるんですね。

もう一つは、釘田動物衛生課長が向こうへ行って話されるときには、科学的なデータが必要でおっしゃいましたね。例えばの話、日本からどういう科学的データを持って行かれたわけですか。

釘田動物衛生課長 これは、今回持っていったというわけではありませんが、2月にOIEにコメントを提出する際には、その中に幾つかリファレンスとして引用していたと思います。ちょっと今、手元にございませぬけれども、そういった形で、ただ現実にはぴったり我々の主張したいことを裏付けるようなデータがなかなか手に入らないのも事実だと思います。

ですから、やはりそういう部分を補強していただくということが、非常に重要なんだろうと思っています。

寺田委員長 ほかに何かございますか。ございませぬね。

それでは、どうも本当に御苦労様でした。

釘田動物衛生課長 どうもありがとうございました。

寺田委員長 この件に関しましては、また、プリオン専門調査会に説明をお願いするかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

それでは、次に、食品安全委員会の5月の運営につきまして、事務局よりお願いいたします。

小木津総務課長 それでは、資料4に基づきまして、5月の運営状況について御報告いたします。

まず、1ページ目ですが、食品安全委員会の開催状況でございます。

第142回会合が5月11日に開催されておりますが、ここでは食品安全基本法に基づく照会ということで「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するかどうか、試験方法の変更についての問い合わせがございました。それについての検討がなされております。

農薬「シアゾファミド」につきまして、評価結果を検討し、同日付けで厚生労働大臣に通知しております。

特定保健用食品3品目、大豆イソフラボンの関係について検討し、同日付けで厚生労働

大臣に通知しております。

動物用医薬品専門調査会で審議中の「ダルマジン」について、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

ポジティブリスト制度に係る暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順(案)につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

4月の運営状況報告がございました。

「食の安全ダイヤル」4月分の報告がございました。

続きまして、食品安全委員会第143回会合が5月18日に開催されましたが、農薬2品目につきまして評価要請がありまして、厚生労働省から説明を受けております。

飼料中の残留農薬基準の設定につきまして、農林水産省からの回答を了承しております。

動物用医薬品4品目につきまして、評価結果について検討がなされまして、同日付けで厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しております。

2ページ目ですが、動物用医薬品「エトキサゾール」に関しまして検討が行われ、同日付けで厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しております。

添加物「L-グルタミン」についての検討がなされまして、厚生労働大臣に通知しております。

添加物専門調査会で審議中の「ヒドロキシプロピルメチルセルロース」につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手しております。

動物用医薬品専門調査会で審議中の「鶏マレック病凍結生ワクチン」の評価結果につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手しております。

新開発食品専門調査会で審議中の「ステイバランスR」の審議結果につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手しております。

食品安全委員会第144回会合、5月25日開催分でございますが、添加物2品目につきまして評価要請がありまして、厚生労働省から説明を受けております。

農薬3品目につきまして評価要請を受け、厚生労働省から説明を受けております。

遺伝子組換え食品につきまして、これはトウモロコシの関係ですが、厚生労働省、農林水産省から評価要請の説明を受けております。

コエンザイムQ10の安全性に関して照会をしていた分につきまして回答がありまして、厚生労働省から説明を受けております。

米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合の結果の概要につきまして、厚生労働省、農林水産省から報告を受けております。

企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について決定をしております。

食品安全モニターの4月分の報告がありました。

続きまして、二つ目が専門調査会の運営状況でございます。専門調査会名と開催日時のみ御紹介させていただきます。

リスクコミュニケーション専門調査会は、5月15日に第25回会合が開催されています。

添加物専門調査会が、5月31日に第32回会合。

動物用医薬品専門調査会は、5月25日に第53回、5月29日に、こちらの方は肥料・飼料等専門調査会と合同での会合、第54回会合が開催されております。

微生物専門調査会は、5月19日に第15回会合。これは、ウイルス専門調査会との合同会合でございました。

その下ですが、ウイルス専門調査会、微生物専門調査会と合同で5月19日に第9回が開催されております。

新開発食品専門調査会は、5月8日に第36回会合が開催されております。また、同日の5月8日に、非公開会合にて第37回会合が開催されております。

肥料・飼料等専門調査会につきましては、5月29日に動物用医薬品専門調査会と合同で第19回会合。

汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループにつきましては、5月17日に第2回会合が開催されております。

3番目が意見交換会等の開催状況でございますが、残留農薬等のポジティブリスト制度の関連で意見交換会が開催されておりますが、こちらの方はその下にありますように、京都、仙台、米子、高松、富山、岐阜、札幌、那覇、福岡という順に開催されております。

その次のページですが、平成18年度食品安全モニター会議が開始されておまして、5月26日東京、30日、31日も同じく東京で開催されております。現在、引き続き開催されているところでございます。

その他といたしまして、新しいパンフレット、リーフレットが発行されております。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、続きまして、ポジティブリスト制度導入に伴う評価体制の強化のための農薬専門調査会の運営につきまして、事務局からお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料5を御覧いただきたいと思います。「農薬専門調査会の今後の運営について（報告）」でございます。

ポジティブリスト制度の導入に対応して、今後、多数の農薬について評価を行う必要があることから、農薬専門調査会ではその運営体制について検討が行われました。

4月26日の調査会において議論され、幹事会を置くこと、部会及び評価グループを置くことについておおむね了承されましたが、部会等の名称について御意見があり、そのときの調査会において運営体制に関する事項について、座長が後ほど修正案を作成し、各専門委員へお諮りすることとされておりまして、このたび、修正案が各専門委員に諮られ、一昨日、5月30日ですけれども、専門委員全員の御了解が得られましたので、別紙1ということで、めくっていただいたところがございます。「農薬専門調査会の運営体制に関する事項（平成18年5月30日農薬専門調査会決定）」というものが決められました。

内容につきまして、資料5の1ページの「3. 運営体制に関する事項の概要」を御覧いただきたいと思います。幹事会を置くことと、部会を置くこと、部会等の名称については、総合評価部会と確認評価部会とされました。

幹事会は、調査会の座長と部会の座長並びに調査会の座長が指名する専門委員で構成されることとなります。

また、部会で調査審議した結果を幹事会に報告し、幹事会で審議することとされています。幹事会で議決されましたら、更に調査会に報告することはせず、幹事会の議決をもって調査会の議決とすることとされています。

この運営体制に関する事項に基づきまして、各部会の構成員及び座長は、調査会の座長が指名することとなりますので、その具体的な体制についてですが、4～6ページの別紙2ということになります。農薬専門調査会の座長は、鈴木勝士日本獣医生命科学大学の教授が前回指名されておりますが、鈴木勝士座長がこのメンバー、座長について指名をしております。

名簿では様子が非常にわかりにくいと思いますので、実際には7ページのところに「参考」ということで書いてございますが、こういった形になっているかということがございます。ここに書いていますように「幹事会」ということで10名の方、「総合評価部会」というのが二つございまして、名称としては「総合評価第1部会」と「総合評価第2部会」、「確認評価部会」というのが三つございまして「確認評価第1部会」「確認評価第2部会」「確認評価第3部会」ということになりまして、 が農薬専門調査会の座長、 が各部会の座長という表記をしております。

各部会の調査審議の結果を幹事会に報告するという事で、幹事会がその報告内容の結果についてまた審議することとなります。

今後は、この評価体制でリスク管理機関からの評価依頼に対応することとなりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何か御質問、御意見などございますでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、ただいま事務局から説明がありましたように、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価依頼の増加に対応するため、農薬専門調査会は幹事会と二つの総合評価部会及び三つの確認評価部会を設置した体制で調査、審議を行うということになりますが、これでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今後、この新しい体制で調査、審議の方よろしく願いいたします。

そのほかに議事はありますか。

小木津総務課長 その他で1件御報告がございます。

参考資料1ということでお配りしておりますが、「夏季の軽装について」という文書で、「閣僚懇談会申合せ」でございます。

この趣旨は、地球の温暖化防止及び省エネルギーに資するため、6月1日～9月30日までの間、政府全体で軽装による執務を促進するということですが、こうした政府全体の取り組みに合わせまして、本委員会並びに専門調査会においても軽装を励行したいと存じますので、皆様方の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして食品安全委員会第145回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、6月8日木曜日14時から開催いたします。

また、6月7日水曜日14時から、農薬専門調査会総合評価第1部会を非公開で開催を予定しております。

また、6月5日月曜日14時から「食品に関するリスクコミュニケーション(東京)-リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか-」ということで、これを東京厚生

年金会館で開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。